

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年2月21日 午後1時29分～午後3時28分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 橋口博文
副委員長 成川幸太郎
委員 上野一誠
委員 井上勝博
委員 佃昌樹

委員 川添公貴
委員 福元光一
委員 中島由美子
委員 帶田裕達
委員 森満晃

○その他の議員

議員 杉 菌 道 朗
議員 大田黒 博
議員 持 原 秀 行

議員 谷 津 由 尚
議員 小田原 勇次郎

○参考人

原発ゼロをめざす鹿児島県民の会 筆頭代表委員 井上 森雄（陳情第7号）
荒 武 重 信（陳情第15号）

○参考人補助者

原発ゼロをめざす鹿児島県民の会 会員 青木 邦雄（陳情第7号）

○事務局職員

議事調査課長 道場 益 男
課長代理 南 輝 雄

議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

1 陳情者の参考人招致

- (1) 陳情第 7 号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発 1・2 号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書
- (2) 陳情第 15 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

2 陳情の取扱い

- ・ 陳情第 6 号 川内原発再稼働反対を求める陳情
 - ・ 陳情第 7 号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発 1・2 号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書
 - ・ 陳情第 8 号 川内原発 3 号機増設計画の白紙撤回を求める陳情
 - ・ 陳情第 9 号 川内原発 1 号機・2 号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書
 - ・ 陳情第 10 号 川内原発 3 号機増設白紙撤回を求める陳情書
 - ・ 陳情第 11 号 原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書
 - ・ 陳情第 12 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情
 - ・ 陳情第 13 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情
 - ・ 陳情第 14 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情
 - ・ 陳情第 15 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在、3名からの傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

それでは、これから陳情ごとに陳情の参考人招致を行います。参考人及び補助者は審査日程に記載のとおりです。また、1陳情当たり、おおむね30分程の審査とし、陳情書の朗読は行わず、陳情者の趣旨説明を行い、その後、質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人、補助者が入室しますので、ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~

午後1時31分休憩

~~~~~

午後1時32分開議

~~~~~

〔休憩中に参考人・補助者入室〕

○委員長（橋口博文）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△陳情第7号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

○委員長（橋口博文）陳情第7号すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書を議題とします。

はじめに、参考人及び補助者をご紹介します。原発ゼロを目指す鹿児島県民の会、筆頭代表委員、井上森雄氏。次に、補助者の原発ゼロを目指す鹿児島県民の会、会員、青木邦雄氏です。

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、当委員会に御出席をいただきありがとうございます。

ここで、参考人に申し上げます。審査の進め方、質疑に関する留意事項については、あらかじめ御説明してあるとおりですのでよろしくお願いいたします。

それでは、参考人から陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（井上森雄）参考人の井上森雄です。趣旨説明をさせていただく前に、委員の皆さんに資料を配付させていただきたいと思いますので、許可を願いたいと思います。

○委員長（橋口博文）ただいま参考人のほうから、資料の配付をさせていただきということです。それでいいですね。では、配付させます。

〔資料の配付〕

○委員長（橋口博文）それでは、参考人のほうから陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（井上森雄）資料を配付させていただきましたが、表紙にピンクのがあったり、白のがあったり、実は印刷しているときに用紙がきれまして、そういうことで中身のほうは一緒です。

説明に入る前に、私たちの団体について申し上げます。昨年1月19日に、以前、1989年6月以来運動を進めてまいりました原発の危険に反対する鹿児島県連絡会という名称を、原発ゼロを目指す鹿児島県民の会と改めました。これは、私も原発の危険に反対と、この一点で共同行動を運動の原則としてやってまいりました。そういう精神を生かしながら原発と人類は共存できないと、そういうことから原発からの撤退という方向性を明確に示すために、こういう名称に相談をして決めたわけであります。それで、さまざまな傾向を持つ人々や組織、団体、こういう方々とも共同して運動を進めていこうということでやっております。

それで、お手元の用紙にそって趣旨を説明いたします。なお、資料のほうは、一々、資料について、どうということはないと思います。御参考までにお目通しいただきたいと思います。

まず、第1項、第2項であります。間もなく事故から3年目を迎えます。福島県民は159万人、この159万人の福島県の人たちが自然放射線を上回る人口放射線にさらされた、そういう生

活を強いられておるわけです。ふるさとを追われ、生業を失った人々は統計によって若干違いますが、14万人。うち、県外に避難生活を余儀なくされている人、これも4万とも5万とも言われております。それぞれこの非常に、不安とストレスの中で暮らさざるを得ない、そういう状態が続いておるということであります。

一方、この福島原発の状況というのは、廃炉はすることは決まったんですけれども。事故を起こした原子炉本体には近づくことも、流れ込む地下水や雨水、日量400トンとも言われておりますが、毎日、これがふえ続ける。この汚染水ですね、放射性物質が海の中だけでなく地中にも拡散していつてると。その深刻な状態が国際的にも懸念されているおるわけです。政府は国の責任で対策をとると決めましたが、汚染水の流失は続き、事態は、とても終息なるものと呼べるものではありません。しかも、けさの各紙の報道によりますと、タンクから2億3000万ベクレルの汚染水が、これは基準の380万倍の100トンということなんですけれども、漏れていたと。

新聞によっては扱いが、いろいろでありますけれども、私はこの東電のずさんな対応ということがわかっております。やはり、この東電は、警報が発生したのに計器の故障ではないかと言っていたんだと。のんきなことですけれども。汚染水問題に、本当に、真剣に取り組んでいるとはいえない、そういう状況。

しかも、東電のこの対応のお粗末さに加えて、国が前面に立って解決すると言っているのに、きっちり管理できていない。そういう政府の姿勢が今回の問題でも問われているのではないかと思います。そういう中での再稼働問題であるわけです。ですから、終息などとはとても言えない、そういう中で繰り返しますが、再稼働しようとか、それから外国に輸出しようなどということは、とんでもないことではないかと思えます。

第3項でありますけれども、そういう状態にもかかわらず政府が電力会社など原発利益共同体、いわゆる原子力村と言われますが、これらの資料の一番最後のページに詳しく図が載っておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

そこの、村というのがあるわけではないのですけれども、そういうこの利権集団、原子力複合体という方もいらっしゃると思いますが、その言いなり

に原発の再稼働を目指して原子力規制委員会が安全性を確認した原発の運転は認めると。こういうふうに前のめりに、この規制委員会自身も動いている。国民の反発が強まっております。最近のNHK、2月の世論調査では再稼働反対が38%、どちらとも言えないが34%、稼働賛成は24%であります。ところが、今月2月14日に中部電力が、浜岡原発4号機の再稼働に向けた新規制基準の適合性審査、これをこの原子力規制委員会に出したと。こういうことで、10原発17基、国内の商業用原子炉は48基でありますから、3分の1を超えたわけです。安倍首相は過酷な事故の経験と教訓を世界と共有し、原子力安全の向上に貢献していくのは日本の責務だと、こういうふうに言っております。

そして、原発輸出のトップセールスに熱心に飛び回っているわけです。これはプラント1基を、海外から受注しますと、先ほど言いました、原発利益共同体、これが数千億円という莫大な売り上げですね。それに加えて巨額な消費税還付金、いわゆる輸出戻し税ですね、これを懐に入れることになるわけです。ですから、原発建設のための資材には消費税がかかって、それを買い込んで、それでプラントを輸出するわけですけれども、その消費税は逆に懐に入ってくると。そういうことから、私は社会正義にも反する、許しがたいことだというふうに考えます。それで、輸出に関してですけれども、2012年にアメリカのサンオノフレ原発事故、これは蒸気発生器の配管が損傷したわけです。これは後に廃炉になっておりますけれども、三菱重工が巨額の損害賠償に巻き込まれていると、そういう情報があります。ですから、原発を売るということは、事故のリスクも引き受けるということです。

それに、使用済み核燃料の処理、処分、これもお返ししますよと、そういう協定を結ぶとか約束させられるということになるわけです。今、フィンランドでは500メートルもの深い穴を掘って、世界初の使用済み核燃料の保管施設、オンカロというのをつくっています。これは2001年にフィンランドの議会で決定されまして、建設の申請が2012年。そして、2020年に操業ということのようです。それも資料の6にあります。スウェーデンと対比して、ちょっと図の印刷がまずかったのですけれども。このオンカロというのは

御存じのように隠し場所という意味で、その施設は10万年後まで安全に、核のごみを保管することを目的としているわけですが、そんなことが10万年、そんなことが本当に可能なのか、誰にもわからないのではないかと思います。ちなみに、NHKの、何年か前ですけれども、BSドキュメントに、地下深く永遠にと、核廃棄物10万年の危険というのがありますので、ごらんいただけたらいいんじゃないかと思います。そこで、地震国、変動帯の日本列島には、そういう地層処分のできる場所など、どこにもないわけです。再稼働して核のごみをふやす、これは子々孫々に核のごみ、負の遺産を残すことになると思います。

次、第4項ですけれども、原発即時ゼロは現実的でないという方もいらっしゃいます。今、稼働中の原発は御承知のようにゼロです。電力危機も金融不安も起こっていません。今、原子力規制委員会の基準には、事故が起きた場合の住民の避難計画は含まれていません。これについては、新聞の記事であります。9ページです。これは共産党の国会議員の笠井亮代議員が、川内やいちき串木野のほうを視察に来られまして、川内でもお年寄りの福祉施設に行きまして実情を聞いたり、現地の人と意見交換をして、それに基づいて国会で質問しております。これもテレビで放映されました。この規制委員会の新基準というのは、住民の避難計画、これは含まれていないわけです。でも、政府がお墨つきを与えれば、原発は安全で、運転はオーケー、これは全く通用しないわけですが、今、稼働ゼロの状態、このときが原発ゼロを決断する一番現実的な時期ではないかと思います。現在、原発をなくす全国連絡会とか首都圏反原発連合とか、さようなら1千万人アクション、こういう団体が東京をはじめ全国的に、共同行動を繰り広げております。一連のこうした共同行動への参加者は、原発はゼロにしてほしい、脱原発、原発からの撤退と。核燃料サイクルからの撤退、こういうふうに分けて考え、自分の意思、意見を表明して、こういう共同行動に参加をしております。そうして国民の皆さんが対話を深め、議論をし、そういうものが、よく循環をして原発をなくす、そういう合意形成への道を着実に進んでいると思います。こうした合意形成こそが原発をなくす力、すなわち社会的な規制力として機能すると、私は確信しております。私たちは原発の危険、

核燃料サイクルの危険を語ることだけでは、こうした合意形成への十分条件とは考えておりません。中小企業の経営者をはじめとして、広く国民が原発はゼロと。この選択に得心をする、納得をする。そこに至るには、原発問題以外に、エネルギー問題、原発に依存しないまちづくり、廃炉後の雇用問題とか、廃炉そのものの技術の問題、さまざまな問題についての説明、検討が求められているのではないかと思います。そして、福島原発事故の健康、生活の確保と賠償、被災地の住民本位の速やかな除染と復興、こういうことを私たち団体も切に望むとともに、福島原発事故の最大の教訓として原発からの撤退、核燃料サイクルからの撤退への合意形成への国民的な対話、議論を広く深く進めることを決意しております。

以上が、陳情の趣旨と私どもの願意を述べたところでございます。委員の皆様におかれましては、こういった点を深くお聞き取りいただきまして、薩摩川内市議会が地方自治法第99条に基づき、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経産大臣、環境大臣に、2項について、委員長が申し上げた標記の意見書を提出されますようお願いいたします。終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（橋口博文）ありがとうございました。

これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（上野一誠）参考人には大変御苦労さまでございます。資料を用いて願意を訴えられたと思います。福島原発にも触れられて、いまだ多くの人たちが避難生活をしていらっしゃる。ということでございましたが、まさにそのことは、やはり一日も早くそういう避難対策、安心してできる対策は、東京をはじめ、国もまた講じていかなければならないというのは御案内のとおりです。

そこで、東京電力のずさんな対応、あるいは政府の対応が悪いという話をされました。我々も説明等々聞いていると、あれは田中委員長も、やはり東電の説明には根拠がないものが多くていかなというコメントも事実出されていましたが、いろいろ電力事業者の経営方針といいますか、対応といいますか、そういうものが日本の事業者、電力事業者そういう中で、やはり大きく違いもあるんじゃないかという思いがいたします。

先般、我々が規制基準の審査の傍聴をしても、女川、あるいは島根原発、それを第1回目の審査

の傍聴をしましても、やはり東北電力と中部電力の説明の仕方、あるいはそれに向かい合う姿勢というのは非常に違いがあるなということを感じました。

そこでですけれども、東京電力のあの行き方、イコール九州電力かと。いわば、東京電力が、ああいう状態だから、電力会社全てが、そうだよという解釈にたっているお考えでいいのかどうか。その見解をやっぱり電力会社の違いというもの、あるいは取り組んでいく姿勢というものをまず聞かせてください。

それと、この陳情の中で多様な再生エネルギー、風力、太陽光、地熱、風力、バイオマスを組み合わせて安定できるといような位置づけを言われていますけれども。この根拠といえますか——非常にこれに頼っていく、一つのエネルギーがこれで十分賄えるという根拠といえますか、そのお考えを少し聞かせていただけないか。

**○参考人（井上森雄）** 1問目の電力会社の姿勢の違いとかいう点については、私はその専門の立場でもないし情報ありませんけれども、当然、会社でありますから、そのどういう中身の会社かということは、いろいろあると思います。資産内容も違うし、発電能力も違うし、1基止まることによって、その企業にどういう経営上の影響を及ぼすとか、さまざまな10電力があると思います。沖縄は原発はないわけですから、原発のことは関係ないということになるでしょうし。どこが良心的かと、お客さんのために役立っているとか、それはその電力会社がそれぞれ一生懸命やっていることでしょうから。共通しているのは、やはり原発が止まったり、福島のようになることによって、会社の資産内容が、影響が、やっぱり企業体質によって違うわけです。その一番危機感を感じたのは関西電力ではないかと思います。経営者にとっては、会社がつぶれるということは死刑を宣告されるようなものだというふうに聞いております。経営者になったことがありませんけれども。そういうことで目の色を変えて、何としてもその事態を、どういう手段をもってしても切り抜けなければならないということですね。そういう状態だと思います。あと、賠償なんかについても、事故についても対応がお粗末だとかいうことではなくて、私は全てではありませんけれども、非常に意図的だと思うんです。その一つの例をあげま

すと、福島の人が、原発の被災地の人が、これから先、農業をやっていけないと悲観して自殺をされた。それで損害賠償という形で東電に乗りこんでいったら、そのビデオを私が見たんですけれども。何と言うかという、東電が放射能をまき散らしたのは、その責任はあると。しかし、そこから放れていった放射能そのものは無主の物質だと。主がいないと。だからどこか街頭に落ちているのと法的に同じなのだと。だから、それについて自殺した人について、この損害賠償を払わなくてもいいと。そういう論法で、非常に大きな訴訟を皆一緒になってやっているんじゃないかと思うんです。

それから、自然エネルギーですけれども、それは、きょう、川内原発なり、ぱっとやめましたと。こうやって核分裂反応を終わらせて、明日から太陽光のパネルをどこへ置いたらいいとか、そういうことではないわけなんです。一定のプログラムを、プロセスを設定して、人によっては2020年だということですから。私たちが言っているのは、今ここで政治決断をして、やめようということで、それでスタートしないと両方、両てんびんで、そのうち何とかという、そういうことでは、うまくいかないよと。それは私が考えていることです。これはドイツもそうです。ドイツも急にメルケル首相が、福島が大変だからやめましようと言ったら、ああいうふうになったというのではなくて、これは緑の党が政権におったときから、ずっと自然エネルギーのことをやってきたわけですね。それで、2020年に原発は皆終わりにしましようと言っていたところへ福島事故が起こって、それで宗教者とか社会運動の人たちとか、そういう人たちの委員会も倫理委員会というんですけれど。それと技術的な工業、産業の委員会と両方やって、それで決断をしてやめましようというふうになって。それで今ドイツでは25%、消費電力の25%は自然エネルギーで賄っていると、そういうふうに聞いております。

**○委員（上野一誠）** ありがとうございます。いずれにしても自然エネルギーの割合というのは、どの電力会社も割合的にはふえていくんじゃないかというふうに予想はできると思うんですが。

その中で規制基準のことについて、少しお尋ねしておきます。我が国は、今回、今までとは違って、量と規制をしっかりと分けてチェック機能を働

かすということで、規制委員会というのを一応設けました。その規制基準の中身というのも世界最大といいますか、世界でも一番先進的な規制基準として示されたわけです。そういう意味では、その審査内容も、しっかりと規制ができて、あとは内容もどのように審査が行われているかということについては、全てを知ることはできなかったんですが、この間、傍聴の中で各電力会社が時間を決めて説明し、委員が質問を繰り返していく。そういう意味では、我々議会も非常に、いい参考になったなと思っています。そういう意味では、新たな規制基準、組織体を含めて、そこにはどのような思いがありますか。

○参考人（井上森雄）私は、そういったところへ行って、一々、見学したわけではないわけですが、いろいろ調べたところによりますと、まず、第1に、当初は安全基準という名前だったそうですね。それが絶対安全はないと。だから、この基準を満たしたら、もう未来永劫、絶対事故は起こらないんだよと。そういうお墨つきを与える基準なのかというと、やはり自ら考えて、それはちょっとまずいなということで規制基準と、そういう表現に。そういう精神的な面でも後退しているわけですね。

ところが、その一つ一つとってみれば、免震重要棟を高いところにあげて、それで高さがいいということになれば、それ自体はいいでしょう。それから、高いところも、とんでもなく高いところにやる必要はないわけだけど。危ないところは、どこまで津波がくるかという、そういうことについての判断とかそういうものは、やはり本当に基準といえるのかどうかというふうに思います。しかも、免震重要棟とか、ベントの設備とかですね。発電、原発のタイプによって、若干違いがありますけれども。5年後までつくりなさいとか、そういう抜け穴だらけのものじゃないかと思うんです。5年たったら、事故はやってきますよというものではないわけなので、自然災害もですね。だから、そういう点で世界一なんていうのは、安倍さんがそう言ったか知らんけれど、私はそういうふうに評価しております。

ですから、再稼働させるための新規制基準で審査をすると、そういうことなんだというふうに思います。これについては13ページに、これは新聞の記事でありますけれど、13と14を用意し

ていただきたいと思います。

○委員（成川幸太郎）参考人におきましては御苦労さまでございます。先ほど説明されている中で、今回の規制基準には、避難計画が含まれていないということと言われましたけれども。この審査の前提が30キロ圏内の各自治体が避難計画をつくることと。それがないと審査が進まないというふうに私自身は認識しているんですが。この規制基準自体は、電力会社の設備に対する安全性の基準であって、避難計画が電力会社の今回の規制基準になじむのかなというのは、ちょっと疑問に思っております。この避難計画の位置づけというのは、どのようにお考えになれますか。

○参考人（井上森雄）法的なものについては、おっしゃるとおりです。リンクしないわけです。だから、規制委員会は避難計画がよくいっているか、いっていないかということで、これはいいとか悪いとかということには、ならないと思います。

しかし、私たちは、その基準を満たしたからオーケーというお墨つきでやってもらったら困るわけですよ。実際、訓練をやってみたら、いろんな問題が起こったということから見ても。ところが、事業者とか規制委員会は、そういうのができるまでは結論を待ちましょうと。そういうことには、なりませんよと言っているわけですね。避難計画がゼロのところでも、女川とか、いろいろああいところは出して、早く審査してくれとやっているわけですね。ここの市長もリンクしないとか言っておられるそうですから。だから事業者、委員会の立場から言えば、なじむとかそういう微妙な問題ではなくて、全然彼らは問題にしていけないわけなんですよ。

だから、そういった人たちの基準の審査をもって、「はいどうぞ、稼働してください」と。「そういうわけには、私たちはまいりません」ということを、るる申し上げたつもりなんです。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）先ほど上野委員が女川原発と今度の福島原発の違いということで、福島はああいいう事故を起こしたけれども、女川は危機一髪で免れたと、そういうことをさっきおっしゃっていたのですが。その違いについての見解を教えてください。

○参考人（井上森雄）何年後だったか、私も女川に行ってつぶさに。構内には入りませんでした

けれども。津波の来た外側から見たり、いろいろ地元の方々から聞いたりしました。まさに紙一重だったと。そういう説明を受けている後ろには、オフサイトセンターが、まだ泥水をかぶって、こんなんになっているわけですよ。そういう中で、今、質問の、どういう被害を、どういう補償を受けたかというのは、ちゃんと明確になっております。電源のうち5系統あるうち、次々に4系統がだめになったわけです。最後のときになって、幸いにも紙一重で助かって、それで難を免れたということなんです。だから、いろんな方々が視察に行って、しっかりやっていたから、福島のようにならなかったんだという報告をする人もおりますし。それから構内に一部の住民が逃げてきたわけですよ。そこには津波がこなかったから助かったわけですよ。だから原発は、やっぱり女川は、安全だったんだという。ところが、後で調べてみたら、福島の放射能は風向きが変わって、女川に飛んできて、その構内に死の灰が降ったわけですよ。そのデータは、東北電力は、なかなかはっきりさせないで、隠しておった。とうとう、ばれたわけです。そういう状態で東海もそうですし、それから静岡の浜岡ですか、あそこも同じ状態ですね。もうちょっとで、どうにかなると。浜岡は5号機だけが異常な振動でだめになる寸前だったという。そういう状態なので、やはり私は、いろんな情報もきますけれど、現地へ行ってそういったところをつぶさに見て、住民の人たちがどんな心配をしているかということを、やはりこれからも注意深く熱心に調べたり聞いたりしていきたいと思っております。

**○委員（佃 昌樹）** 2、3質問したいと思いますが。一つは、再生可能エネルギー——自然エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの供給について、脱原発で進む先進国はそういった自然エネルギー、を中心としたふうにシフト変えをやっているんですが。井上参考人の場合、それで十分できると、電力供給はできるということなんです。雇用がどうなのかということについてはどのようにお考えなのかというのが一つ。まず、それからお答えください。

**○参考人（井上森雄）** 雇用という面では、例えば原子力発電所で働いている人というのはいろいろあって定期検査のときに2,000人、3,000人と来る場合もあるし。それが順調に

動いていけば、中央制御室の一定の補修要員が要るだけだから、ぐっと減るわけですね。だから、いろんな事業によって動きはあると思います。

それから、ドイツの経験では、雇用が——原発のある都市でやめて自然エネルギーを、あそこは太陽光とか風力がメインでしょうけど。そのメンテナンスの仕事とか、それによって、それからその関連の事業によって雇用が、逆に何万にふえたと、そういう報告もあるわけなんです。そういうことで働く場所が、今までと同じ仕事が、そのままあるかどうかということは、一概には言えないと思います。

それで、資料の17ページをぜひごらんいただきたいと思うんです。ここに書いてありますように、地域、最後のほうに、これは福島の農民運動をやっている人たちがパネルをやって、雑種地に作っているわけなんです。それで、その事務局長さんが語っているのは、地域住民主体でやるのが大事だと。そうでないと開発業者に農地が食い物にされる、そういう心配があるんだと。ですから、自然エネルギーの発電によって、その地域の人の面だけではなくて、資金の面、それから土地利用の面、環境の面、そういうものを循環すると、プラスに。そういうことが大事なんだろうなと思います。私個人は、こういうのを、一々そばんをはじいたわけでないし、それからわかりませんけれども。いろいろ各地に——長野県の飯田市とか静岡県の日保というのですか、そこのは相当大きいメガソーラーがあって、それは市民が株をもって主体でやっているわけなんです。そういう経験交流が、今、全国でやられまして、それを見にきてくださいという観光ツアーなどがありまして、そういう誘いも、そういうチラシなんかも私のところにも送りつけられております。だから、これから私たちが本当に知恵を絞って地域住民が主体になってやっていく。そういうことをまちづくりの面から、大いに、この議会の皆さんの知恵もいただいて、研究していったらいいと考えております。

**○委員（佃 昌樹）** わかりました。それと、思い出しましたからお尋ねしますが、廃炉ビジネスの問題。今、廃炉作業をやっている東海第一原発、わずかに数万キロなんですね。これでもやっぱり廃炉ビジネスで、かなりの長い間、廃炉の仕事をやっている人たちが、かなりいるわけですが。この



廃炉ビジネスについてどういうふうにお考えなのかというのが一つ。

もう一つは、福島原発の補償の問題なんです、福島原発の補償の問題、これはいずれにしたって、国がやれば税金だし、東電がやれば電気料金ですよ、全部。全部国民の負担です、これは。間違いなく。そうすると、いろんな経済団体とか、いろんなところが計算をしています。国が、今、言っているのは、ざっと11兆円程度。それは近未来的な問題。ここ数年の間に11兆円程度が必要だということで、経済の研究所とそれぞれ産経とか、いろいろな研究所がありますけれど。そういった研究所が出した資料によると54兆円というのが出てきたりするわけ。54兆円というのは国の1年間の歳入予算、税金の歳入予算までも上回る、歳入予算というのは大体50兆円以下でしょう、国が。あとは全部国債ですから。だから、それぐらいの、今度国民の負担を強いることになってくるわけですよ。そういうふうには将来的には膨れるだろうという予測があるんですが。井上参考人については、そういったことの予測について、やはりあり得ることだというふうにお考えなのかどうか、そこをお聞きしたいです。

**○参考人（井上森雄）** 補償とその後の国の責任と、それから事業者の責任というのはだめですから、お手上げですからお国でやってくださいと。そういう甘い状態を残すことは、それが、まず第一前提として問題だと思うんです。だから、事業責任を徹底的に追及して、人によっては自己破綻処理をさせなさいというふうに言っておられる方もいらっしゃいます。だから、やっぱりそこをやらないと。福島原発事故のいろんな費用、事故のコストを計算しておられるんですけれど。これは大島堅一さんという立命館大学の先生です。川内にも来られましたけれども。全部で7兆4,280億円だというんです。その内訳もずっと詳しく書いてあるんですけれども。そこで国の責任と、国の責任ではないわけなんです。事業者の責任ですからね。やっぱりそこをきちんとして、それでどういう面を国が、我々が税金を導入するかと。そういうことは、やはり国民の民主主義の問題だというふうに私は考えます。だから、そこら辺は目を光らせて、やっていかないといけないと思います。

それから、廃炉は、東海第一はかなり進んでい

るんですけれども。米国とか、そういうところはかなり経験が、件数があるわけなんですけれども。日本は、まだその技術とかはなくて、非常に危険を伴うわけです。現に今の終息作業に従事している、もう10段階も下の末端の労働者の健康管理、これは大変な状態になっているというふうに聞いております。東海のほうは放射能を浴びていない、いろんな鋼材とかは見学者のベンチにして、これは大丈夫ですからお座りくださいと。そういうことをやっているというんですね。だから、ビジネスとしては、いろんなものが出てくると思います。

あと、福島の現地はどうするかと、廃棄物をどうするかということで、あそこの長大な海岸の安全なところに、とてつもない、でかい万里の長城みたいなものでしょうけれど、そういうのをつくって埋め込んで絶対外へ漏れないようにしたらどうかと。その上はいろんな施設なり設備をつくるとか、そういうことをおっしゃる、学者ですけど、いらっしゃいますけれど。そういう、できていないわけだから夢みみたいな話ですけども、そういう点ではいろんな経験が、いろんな書物などありますので、これもやっぱりさらに一層勉強して福島県民の皆さんの、我々の外部のこうしたいいんじゃないかというのではなくて、やっぱり現地の人たちの意向を、よくくみ取ってやっていくということが大事ではないかというふうに思って、そういった面でも私もそういう点での運動も展開しようということで頑張っております。

**○委員（川添公貴）** たくさんお聞きしたいところなんですが、とりあえず先ほど委員の中から質問がありました女川原発と福島原発の違い、どうだったのかという質問だったと思うんですが。女川原発が、送電線が切れて電気がこなくて、1系統残っていて、つないで、結局それ以外の被害がなかったわけです。福島は、ああいう水素爆発まで至ったわけですが。多分その違いが根本的に、どこにあったのかという質問だったろうと、私は理解しているんです。いろんな先ほどの回答の中で、事象が起こった後の現象については、るる述べられてわかったんですが。そもそも、なぜそういう原因が起きたのかという質問だったろうかと私は感じたもので、そこをちょっとお答え願えませんか。

**○参考人（井上森雄）** 地震とか津波のスケール

とか、そういうものは福島の浜通りと、それから女川の突端に、あそこの岬の突端に、あれは牡鹿半島というんですかね、その高さとかいろいろ違うから根本的に違うというのではなくて、実質的には一緒の地震、津波災害で、それに両方の原発は同じBWRですし、同じだったと思うんです。たまたま紙一重で違いが出たと、そういうことだと私は思います。

**○委員（川添公貴）**私も現地を何回も見ていたので、その紙一重というのは、女川原発は14メートルのところにあって1メートル程、沈下したわけですけど。津波だとわかっているんですが。その紙一重の原因。何で福島がああいう全電源喪失をしてあのような事象が起こったのかという、そもそもの原因があったと思うんですよね。私はこういう原因だろうと思っっているんですが。そこをやはり何で女川原発は原形をとどめたまま残っていて、福島はああいう状態になったのか、そもそもの原因は何だったと思いますか。一言で結構です。

**○参考人（井上森雄）**それは、福島はいろんな警告を無視して、あの吉田所長が責任者でいたということですよ。一言で言うならば、たまたま高さがちょっと違って、そこに来る波は福島と同じなわけではないわけですから。若干の違いはあとか、そういう程度のものです。根本的に14メートル、この高さの違いが明暗を分けたと。そういうことは、ちょっと何と言いますか、暴論だと思いますね。根本的に、基本的に。高さの違いは現にあったわけですから。そこへ同じものが来たのか、全く1ミリの違いもなく来たのかどうか、そんなのわからない。違いがあるわけでしょう、地形の違いが。

**○委員（川添公貴）**あそこはリアス式海岸であることは十分御存じだと思うんで。その波高によって、13メートルの波が来て、かぶったと私は理解しているんですよね。そのことによって、津波の被害によって、そこは、そもそもの第一原因だろうと。その第一原因をどうとらえていらっしゃるのかなと、高さの違い、確か4メートルのところくらいでしたか、福島は。女川は14メートルでしたから、それは理解している。

そもそもの原因がどこにあったのかとお聞きしたいのは、その紙一重が波だったのかどうかということをお聞きしたいので。その後の吉田所長の

行動とかそういう立派なものもあるんですよね。そのときに菅直人氏があそこの現場に行っただけのというのをこれは一切事後の話であって。起因したことをどのように感じていらっしゃるのかというのを、先ほどの質問にそう感じたものですから。

私、ちょっと事象の後については、わかったのですが、私なんかも聞いているので。そもそもの原因をどこにそうお感じなのかということをお聞きしたかっただけで。紙一重とおっしゃるならそれでもう結構です。

**○参考人（井上森雄）**表現を紙一重というのであって、そのリアス式のその岬の上と、その浜通りの違い、それが原因の違いだと。それが原因の違いだと、そういうことはないと思います。地形的な違いは、それはあるわけですから。原因は地震に対してどうだったか、地震がどうだったか、津波がどうだったかということです。同じところの震源から出た地震、津波ですから。それは地形によっていろいろ違いもあるし、同じ地形でも、わっあといくときの時間、タイムラグもあるでしょうし。いろいろ状況の違いはあると思うんです。ところが、そういうものが相まって表現すると紙一重ということなんです。だから、根本的にこうだったから、女川は安全だったんだと、福島はこうだったから、こうだという、そういうことではない。女川は、こういうことだから、大丈夫だったということにはなりませんと、そこを言いたいだけなんです。

**○委員長（橋口博文）**質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（橋口博文）**質疑はないと認めます。

以上で、陳情第7号の参考人に対する質疑を終了いたしました。ここで陳情第7号の審査を一時中止します。参考人には本委員会に御出席をいただき、貴重な御意見を述べていただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、参考人、補助者は退出をお願いいたします。参考人、補助者の入退室のためしばらく休憩いたします。

~~~~~  
午後2時32分休憩
~~~~~

午後2時33分開議

~~~~~

[休憩中に参考人・補助者入退室]

○委員長（橋口博文） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△陳情第15号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

○委員長（橋口博文） 陳情第15号川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

はじめに、参考人を御紹介いたします。荒武重信氏です。参考人におかれましては、本日はお忙しい中、当委員会に御出席をいただきありがとうございます。

ここで参考人に申し上げます。審査の進め方、質疑に関する留意事項については、あらかじめ御説明してあるとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人から陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（荒武重信） 御紹介をいただきました荒武重信です。入来町副田に住んでおります。原発の運動を始めて30年以上たちます。現在、運動している中では、私が一番年上かなと思ったりもしております。池満洋さんとか小山清丸さんとかという人たちが、元気なころは、中心になって運動を進めていたんですけど、今は体調を壊して、会議にも出てこれません。そういう状況ですので、若い人たちが今、運動は続けております。

陳情の趣旨を一言で言うと、廃炉にしないと、これだけなんです。それを、いろいろ理由を書いて並べてあるわけです。廃炉にすれば、どうということはないわけです。なぜそういうことを言うかといいますと、福島があの状況ですよ。15万人の人が自宅にまだ帰れないという状況の中で、もちろん家はそのまま建っているけれど、住めないということになっているわけです。ですから、九州電力は、川内にしても玄海にしても、そんな大きな今まで事故がないから大丈夫だというようなことを話し合いでは、いつも言っております。しかし、日本は地図を見たらわかるように地震国です。世界でも優秀な日本で、世界の2割の地震が起こっていると。こういうふうに言われております。いわゆるプレートが四つほどきてお

りますから。ユーラシアプレート、いわゆる大陸のほうから。北アメリカプレート、それから太平洋プレート、そしてフィリピンプレートと。このプレートで囲まれて日本列島があるわけです。このプレートというのは岩盤があるわけで、岩盤よりも50キロ下を掘りますと、岩盤がなくなります。その下は何かというとマグマです。マグマは見た人はいないわけですよ。いわゆる学者も見ることがない。あれが出て、例えば桜島から出てきますと、これは溶岩になります。そのマグマが地球は自転もしているものですから、マグマがぐるぐる、ぐるぐる回っている。そしたら、その上に乗っかっている岩石がプレートですね。プレートが切れておるもんですから、くつついた場合にどっちかが、こう、下に沈まないといかんものです。沈んでいくと、これがある程度するとバーンとこうしてはね返ってくる。そのときに地震になるわけですけども。それが日本がひどいわけです。特に日本海溝は深いですから。そういうのがなければいいのですけども。そういうことも考えずに1966年でしたか、中曽根康弘元総理大臣と正力松太郎、読売新聞社の社長ですね。平和利用だということで東海村に持ってきました。持ってきたときは平和利用だということにだまされて、皆ああそれはいいと、石油よりも安いんだというようなことで、それまでは石炭なんかを使っていたのを、だんだん、日本の石炭はたくさんあるんだけど、それよりも単価が安いということで、今、石油、原発54基、あと火力発電所、そういうのをを使って電気を起こしていると。ところが、福島原発の事故、あるいはチェルノブイリの事故を見ますと、非常に原発の事故は怖い。何もないうちは、いいわけですよ。事故が起こったときに大変、もう生活をするところはなく。恐らく日本で、そういうのが2カ所か3カ所あると、日本列島には人が住めないからアジア大陸あたりに移動せんといかんじゃないかと。そういうふうに考えます。そうしますと、その原発にかわるものは、今、よく言われているのが、自然エネルギー、特に太陽光発電とかバイオマスとかいうようなのが言われております。太陽光発電が、ことしは、かなりふえておりますね。私も何回か聞かれました。田舎ですから上野議員の家から1キロくらい離れたところです。ですから、減反で遊んでいる田んぼがいっぱいあります。「この田

んぼは、どこんどですか」と、通る人が聞きます。ほしと、知っているところもあれば、誰のものか、昔なら知っているんだけど、この頃はつくる人が変わらして、わからんものもありまして、いわゆる新聞にも載っていますよね。太陽光発電をつくりますので、土地を売ってくださいと。ところが、電話をあちこち私もしました。安いですね、土地が。買う土地が安いです。だから、あれじゃあ、ちょっと持ち主は、売らんものじゃないかなと思ったりもします。私は屋敷が広いものですから、1,000坪、ある建設会社にも、ただでくれました。そしたら、ソーラーをつくれればあげますと言ったら、喜んでつくりますからということで、国の許可、県の許可、九電の許可を得て、4月頃からつくれるんじゃないかと。だから、減反で遊んでいる田んぼを、みんなが使えば、太陽光にでも使えば、電気はかなりつくることができるなど。そういうふうに思っております。ですから、議員の方々もそういうことも頭に入れて、各コミセンあたりで話も会合もあるようですから、そういうことも話をされたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに考えます。もう廃炉にしても、10万年は、ちょっと生活できるような状態ではない。いわゆる放射能が普通の状態になるには10万年と言われて、私は10万年じゃ、きかんだろうと思うんですが。それくらいひどい、危険なものなんですよ。だから、川内も、もしあれが、1号機、2号機が、事故をすると、大小路やら向田では住めないわけで。だから、できたらそれにかわるものをつくって、バイオマスやら太陽光やらをつくって、電気をつくるということを進めたほうがいいと。こういうふうに思うわけです。川内も議員の方々よく御存じだと思いますが、人口も少なくなってきましたよね、合併の時よりも。鹿児島やら霧島、鹿屋なんかはどっちかというとなんか減っていないけれど、川内はもう10万をきっております。もう仕事の大きいのは電力会社が、九州電力が1,000人くらいですか、下請までいれて。あとは京セラですよ、あれはパートが3分の2と言われております。あとは市役所ですよ。中越パルプに聞いたら、中越パルプもあれができた頃には、私は覚えておりますけれど、あの隣に川内商工があったんです。川内商工は36年に平佐に移ったけど。そして、中越パルプは大きくなったんです。700人から

800人に従業員になったんです。ところが、今、300人だということ。だから、働く場所が川内市にはなかなか企業が入ってこなくて、一般の人が農業でも食べていけない、そういうようなことで大変だと思います。商工会議所が一生懸命になって、タクシー、旅館、そういうところの客が来るようにいろいろ手だてはしているようだけれど。川内は観光地もないし、新幹線がとまっても、おりてくるのが、学生と通勤者だけ。観光客は全然おりてこない。そういうようなことで、とにかく事故が起こったら、もう最後だなというふうに考えるもんですから。それから九電はこう言いました。1号機、2号機をつくるときに、あそこで、久見崎で説明があるときに、九電の社宅をここにつくりますと。久見崎は、明治時代は、船着き場だったそうですから、ここにつくって、そしたら、子供は滄浪小にいきますから。滄浪小は大きくなりますよ、そういう説明があったと。だけれども、住んでいるのは、全部九電の社員の住宅は、平佐のほうにあるわけで。そういうことを考えると、なかなかやっぱり九電の人も原発には危険性を感じているということを思い方です。ですから、何とか川内原発を廃炉にして、そしてほかの方法を考えるように議員の方々が中心になって運動してもらいたいなということをいつも思います。

以上です。

○委員長（橋口博文）ありがとうございました。

これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（上野一誠）まことに御苦労さまでございます。同じ地域の人間として参考人にちょっとお尋ねします。先日、平和運動センターの瀬戸さんのほうから同じ文章の陳情がありました。また、いろいろお考えを述べられましたけれども、ちょっと確認ですけれども、今、先生のこの陳情の願意はとりあえず廃炉にしろということ、再稼働については反対ですよという趣旨の中で、次の3点ほど以下の事項が実施されない限り川内1号、2号機の再稼働について拙速に同意をしないことというのがうたっております。1号機、2号機を再開するときには、地域の住民、自治体、議会、首長らの同意を得なさいと。2番目には、やはり福島の第一原発のいろんな究明をして、決定的に調査、検証して、これに基づいた再発防止のできる規制基準を策定しなさいと。3番目に、いろいろこういう活断層、地震等含めて、専門家

による鹿児島県独自の委員会の設置をして、技術的な助言等を得て、県が国に主体的、あるいは九電に主体的に対応できる組織をつくりなさいというようなことも書かれていますよね。そうすると、今、先生がおっしゃったこのくだりを引用しますと、廃炉にしようという表現と、この三つの表現がちょっと理解、どういうふうに整合するかという解釈の仕方ですけれども。そこらあたりが規制基準の一方では必要というふうに理解もできるし、あるいは同意をしたら再稼働もいいんじゃないかというのも聞こえるし。いろんなそういう意味で、ちょっと今のおっしゃった願意と、ここの解釈をどう理解すればいいかちょっと教えてください。

○参考人（荒武重信）廃炉にしないというのが、一言で言うとそれが趣旨になるんですが。なかなか廃炉にならないから、こういうようなことを書いたわけです。そして、できるだけ廃炉に持ち込むように、1、2、3というような項目を並べて、まず、できないんだったら、こういう形でやってほしいという陳情になります。そこは、ちょっと書いていないから、ちょっとわかりにくいですが、趣旨は廃炉です。そういうことです。

○委員（上野一誠）よく理解しました。それで、もう1点ですが、上のほうの3段目の中に、原発建設運転の事前同意手続が九州電力との間に定められていないことということであえてうたっているんですけれども。今回、規制基準への適合確認のための申請を九電がいたしました。このことは、原子炉設置変更許可申請、これは基本設計に当たります。それと、2番目に工事計画認可申請、これは詳細設計に当たります。そして、保安規定変更許可申請は、運転管理、その体制を一応当たります。その中で薩摩川内市と九州電力のその確約といいますか、安全協定第6条に基づく安全協定は、適合審査確認申請の中の原子炉設置変更許可申請に当たるわけです。そうすると、市長は、九電がこの申請を事前協議として出すか出さないかを県知事、市長に提案をして、それを認めないと提案ができないということになりますよね。そうすると、この一つのプロセスといいますか、協定といいますか、安全協定というものは、やはり事前手続が九州電力との間に定めてあるというふうに、我々、理解はするんですけれども、ここの解釈をどのようにすればいいですか。

○参考人（荒武重信）細かいことは、私はそう

いう会には出ていないからわかりませんが。市長と、いわゆる知事を含めて、九電との確認がとれておったにしても、やっぱり県民の意向を尊重すべきだというふうに思うわけです。皆さんが議員になるときに、いろいろ運動されたけど、原発を反対と言ったのは、何人かしかいないわけですね。原発。だから、賛成なのか反対なのか、市民はわからないわけです。だから、そこをはっきりして選挙を戦えば、私は、こういうようなことも解決してくるんじゃないかなと。市長も知事も自分の考えがないんですよ。上に聞いて、国に聞いてみます。九電に聞いてみますという表現しか、何回話し合いをしても、言いますので。もう市民の声が全部届くように、私たちとしては、やったほうがいいんじゃないかなと、そういうふうには考えます。いいですか。

そのいろいろ、知事やら市長やら九電やら、話し合いは、されているだろうと思うんだけど。内容は私たちにはよくわからないわけです。どういう内容なのか。表現は、こうしていても、意味がよくわからないところもあります。

○委員（川添公貴）参考人には、いつも御苦労さまでございます。陳情の願意は最初の一言で全て理解したような気がします。廃炉にしない、原発は要らない、これが根幹にある趣旨、願意だろうと思います。たくさん知識をお持ちでいろいろ教えていただきまして、なるほど、50キロ下にマグマの流体が流れていて、その薄皮まんじゅうの薄皮に人間が住んでいるんだということも改めて認識はしたところなんです。あえてもう願意が全て廃止という願意はわかったんですが。あえてお聞きしたいんですが。この陳情書の中の第4項に原発を稼働させなくても電力の安定供給に不安がないことが明らかになりと書いてあります。その件で平成25年、電力の最高ピーク量が供給ピーク量が93%まで上がったんですね。これは完全に厳しい状況であります。今年、26年度の夏は、ブラックアウトを予想している学者もいるんですね。ブラックアウトを予想するということは、安定供給がなされていないと私は感じているんですが。ここに書いてある安定供給に不安がないことが明らかになり、この根拠をぜひ教えていただきたいのが一つです。

次が、大変、自分みずから、再生可能エネルギーに対して運動されていることも十分理解した

んですが、東京農業大学の研究によると、10年以上、1メートルくらいのところにパネル光を敷きつめて、全面。土壌菌が死んで、土壌が死んでしまう。二度と再生できない、再生するにはその倍以上20年以上とかかかるんで。果たして屋根の上は別ですよ、そういう農地を、孫正義氏が農地を全部、太陽光にひけばいいなんて言ったんですが。そうしたら日本の農畜産業全て壊滅するんですよ。土地がなくなるわけですから。そういう学説もあるんです。

ですから、そこが、全部しろとおっしゃってないんですよ、その一部、一部をしろとはおっしゃっているんですが。そういう面について、やはり農業の育成、産業育成に関する太陽光、自然エネルギーとの共存というんですかね、そういうパターンをどういうふうに考えていらっしゃるのか。どういうパターン、原子力がないのがすばらしいとおっしゃったので、あえて私はそこを質問しません。その安定供給に至るその太陽光、自然エネルギーとのあり方はどうあったほうがいいのか。というのは、いろんな面積要件等もあるものですから、そこはあえて言いませんけれども。どうあったほうがいいのかということを、考え方を教えていただければと。この大きく2点だけとりあえず。お願いしたいと。

○参考人（荒武重信） 1点目は、マスコミが報道しているのは、余りマスコミも信用できないんですけれど。電気がことし、全部原発がとまっても足ったと。停電があったところはないというような報道はされております。けれども、本当にそうだったのかは私はわかりませんけど。マスコミからのテレビ、あるいは新聞、そういうところからの情報ですから。確かに90%を超すと危険性、不足を感じることはあると思います。だから、そういうことにならないようには、早目に自然エネルギーに取りかかるべきだと。今まで何をしていたかと。ちょっとその辺は言いたいんですけれどね、国に。もう少し早くから自然エネルギーにとりかかってすれば、こういうような電気が足らなくなるとか、電気代が上がるかというようなことは、そんなになかったんじゃないかなとは思いますが。だから、夏の暑いときには、全然電気が足りないということにはならないと思いますけれども、不足をするのが出てくるのかなとは思いますが。だから、早目に自然エネルギーに変えると、そっち

に予算を。もう、もんじゅなんかには1兆円金を出しているわけですから。もんじゅは何もならないわけですね、あれは廃炉にするというきょうの新聞でしたか、載っていました。

だから、1兆円も出すんだったら、自然エネルギーは相当風力発電やら太陽光発電、バイオマスやら相当できるんだがなと、そうは考えます。それともう一つありましたね。

○委員（川添公貴） とりあえず、今おっしゃった前段の最初に言いました廃炉にしないということ踏まえて、自然エネルギー、太陽光発電等を余りにもやってしまうと農地なんかはだめになってしまうので、どれくらいのミックス程度を踏まえて、十分足りうるエネルギーなのかということを考えてらっしゃるのか。

○参考人（荒武重信） 確かに太陽光のパネルの下は、土壌の生物が住まなくなりますよね。瓦につける人は、都会は割と多いんですが、今度は瓦が傷むということで、余り積極的ではないんですが。日本の領土の平地は17%なんです。平地が17%。あとは全部森林なんです。その17%のところ減反をしたと。そういう土地や畑、田んぼの、そういうところに、全部には、ならんとは思いますが。日が照らんといかんし、また沼地でもいかんし、水がたまるようなところでもいかんから、そういうなのは、のけんといかんとは思いますが。使えるところをまず使ってみるということで、土地を利用してもらいたい。日本は正直言って、農業国といっても17%しか平地がないんですよ。だから、あとは森林ですよ。森林で今、伐採してバイオマスなんかを、材料をつくっておりますけれども、ある程度は今、川添委員が言われたようなことは考えられます。

○委員（川添公貴） わかりました。なかなか考えていらっしゃる趣旨、根底は、理解するんですが、二つほど。

マスコミは、ある程度、客観的に公正中立に報道しているんだろうと思うんですよ。それで、実態数、例えば電力使用量93%のピークがきましたよというそを書く必要はまずないと思うんです。いやいや83%でしたよと、うそを書けばどうなるか。ないと思うんですね。前提に公平中立であるということにしないと、先ほど井上参考人に、いただいた資料は全部、そう解するしかないということになってくるので。そこはそうだと思う

うんです。

それを踏まえて、やはりどうしても自然エネルギーを早くやればよかったって、今、現にやっていないので。やはり将来的にその転用をやっていこうとする中で、踏まえて、後段でおっしゃった平地部分が17%のうちの使えるところは使う。したれば、17%に1億2,000万人が今住んでいるんですよね、日本人が。どこに住めばいいんですかね。太陽光を全部敷いたはいいいけど、使う人が誰もいなくなったなんていうのを、なるように感じるんですよね。山に行くべきなのか。そういう理論がなるので。やはりある程度そういう基幹エネルギーを持っておいているんな形で生活が向上していくようにしたらいいんじゃないかと私は考えるんですが。そこら辺はどうでしょうか。

○参考人（荒武重信） 今、日本の人口は1億2,000万人と言われたのですが、確かにその人たちが住むところは少しは狭くなってくるでしょうけれど。企業が今、外国にほとんど移していますよね。だから、外国で働くと。あるいは外国の人たちを、東南アジアやら、ああいう中国やらで、働く人たちがふえてくるだろうと思ってはいます。日本で農業ではもう生活できませんから、どう見ても。今度のTPPを見てもできません。そうすると、何と言いますか、もう外国に頼るしかないんじゃないかと。企業も安い賃金で外国で生活する。日本人も外国にかなり移動している人たちが多いですから、そういう形になるんじゃないですか。

○委員（井上勝博） 太陽光パネルばかりが再生可能エネルギーじゃないですから。そのバイオマスも、今度、中越パルプがつくるバイオマスが2万世帯ぐらいの電気ができるということだし。これは森林エネルギーを使って、間伐材、不用材そういったものを使うわけですから。また森がよみがえるといういい面も出てくるわけで。そういったこととか地熱発電とか再生可能エネルギーというのは、あらゆるものをエネルギーにしようということですのでね。今言ったような議論というのは、極論だなというふうに思っているんですね。一つ、その太陽光パネルを並べたときに、どのぐらい電気ができるかということで、ある人が試算して、米軍基地を撤去して米軍基地につくったら柏崎刈羽と同じ電気ができるというふうに計算した人がいるんですよ。

だから、基地がなくなり、柏崎刈羽と同じ電気ができるというのは一石二鳥ということで。土地が広ければ広いほど、土地がそんなに必要なのかということではないみたいですね。そういうことなんです。私はちょっとお聞きしたいのは、長い間、原発に反対運動されてきて、途中でアメリカのスリーマイル島の原発事故が起こり、また旧ソ連でのチェルノブイリの原発事故が起こり、そして今度は日本で起こった。ということで、一たび原発事故というのが起こった場合に、これは本当にどうしようもない被害になるんだなと。福島の場合は3年ですから、これからまだどうなるかはわかりませんよね。チェルノブイリの場合は、今でも被害はどんどん広がっているということになって、住めない状態になっているんですね。だから、そういうことで反対運動されてきたわけですけど、結果的には福島は起こってしまったと。先生にも責任はあるんじゃないかと、それは冗談ですけども。とにかく、止められなかったということが、やっぱり反対運動している人たちにしても残念な結果だったわけです。福島の事故が起こって、先生の思いというのを、どういうふうに感じていらっしゃるのでしょうか。

○参考人（荒武重信） 今まで原発安全神話だった人が、かなり原発の危険性を感じるようになったと、そういうふうに考えます。だから、原発の反対の集会が、今まで以上に、全国で小さい集会ですけど、あちらこちらで行われていて、やはり原発は危険で、生命を大事にしようという気持ちになった人が、かなり出てきたと思います。ただ、電力会社に勤めている人は、正直いって生活がかかっているから、反対というわけにはいかんだろうと思います。そういう人たちは原発をもし廃炉にするんだったら、国が責任を持って自然エネルギーの方向で働けるようにしたり、あるいはほかの企業の世話をしたりするということを考えてほしいと。原発事故の責任はどこにあるのかと聞いたら、法的には誰にもないという答えが返ってきました。だから、そんな無責任なことは、おかしいということで、東電も国も責任がないと。普通だったら東電に責任があるんだけど。国が推進したんだから、当然、国にも責任がある、そういうようなことを、きちんと今後整理をして、電力会社に勤めている、原発に勤めている人たちは、仕事を自然エネルギーをふやしてそちらに回

すとか、あるいはほかの企業に回すとか、そういうことをしてやらんと。もう5、6年後にはがんになる人もかなりいるでしょうから、家族が本当にかわいそうじゃないかなと。そういうふうに思っています。今、チェルノブイリがかなり放射能の影響でがんになっている人がおるみたいですけど、報道は余りしませんね。ですから、みんながわからない状態ではあるようです。

あと、井上さんの中にも出てきましたが、やっぱり最終処分場ですよ、これはどこにつくるのか。これが全然見えないわけです。下手すると、川内原発は、あそこの貯蔵プールにずっと置かんといかんかもしれないというような考えの人も出てきております。ですから、日本ではもう恐らく処分はできんだろうと、最終処分は。そういうことを考えると、やっぱり1日でも早く原発は止める。そして廃炉にするということを。廃炉にするのも新しいのを1個つくるお金と同じ。それ以上の金がかかるんだそうですから。相当税金を使うということになるような気がします。

以上です。

○委員（川添公貴）先ほどの雇用問題は、きのうも出て、ちょっとあったんで、あえて聞きませんけれど。

かなり知識がお詳しいようなんで。日本海溝の話が出てきて、廃炉にする理由の一つとして。というのはプレートがあるということで、地震というのはプレート付近で起こるんですかね。

○参考人（荒武重信）プレートが切れているもんですから。プレートは動いているんですよ。さっき言いましたように、地球が自転をしているもんですから、どろどろしたマグマが移動するわけ。その上に岩盤が乗っているわけです。それが平均して50キロメートル。その岩盤と岩盤が接触して、そしてどちらが弱いほうがその下に潜り込むんだそうです。潜り込んでいくと、これがやがてはね返るんだそうです。

○委員（川添公貴）地震は、プレート境界線付近で起きるということですね。

○参考人（荒武重信）もちろん活断層のところでも……。

○委員（川添公貴）そうすると、プレートにのっているのは、割と地震が起こらないということが通説になっているんですが。フィリピンプレートはどの辺付近まであるのか。なければ、川内

1号機、2号機は、どこの付近にあるか御存じですか。

○参考人（荒武重信）もう私もよく学者じゃないからわからないけれども、フィリピンプレートが近くにきております。それと、東海フラストですか、ああいうのがあって、川内はもちろん活断層も幾つかあります。活断層というのは、ずれですから。そんなにあれじゃないですけど、やっぱりプレートが一番大きい地震を起こす原因になります。

○委員（川添公貴）ありがとうございます。なかなか私なんかも勉強してまして、川内1、2号機は、フィリピンプレートのかかなり後方に、のっているんです。地政学的に境界線上に、福島とかというのと違って、ないというのは立証されているので。参考人におかれては、本当にいい勉強をさせていただきました。そういうところに断層はあるけれど、大した地震は起きないという回答をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

以上、質問を終わります。

○参考人（荒武重信）活断層のほうは、地震はおこりますけれど、プレートよりは弱いというふうに私は解釈しております。

○委員（森満 晃）参考人に先ほどの発言の中で1点だけ確認をさせてください。九州電力が川内原子力発電所1号機、2号機の建設に当たり、地元に対して社宅をつくるという話があったと。しかし、九州電力は、やはりその社員も怖いんだらうということで、こちら市内のほうにつくったということを言われたんですが。私は、その地元の久見崎町です。私が認識している中では、我々の先輩方が、その当時、やはり久見崎町というところは、田舎でしたので。なかなか、よその方が来て、一緒に住むということに、非常に抵抗があるんじゃないかということで、地元の方が社宅というのは、やめてくれということで、断った経緯ということで、私はそのように認識しております。ですので、できれば本当に、その当時、九州電力が言われたとおり、久見崎に社宅をつくらせていただいて、そうすれば、きっと滄浪小は閉校にならずに、今、第2の町ができていたかもしれないと。私たち若いものは、今はそう思っておりますので、その点は御理解いただければと思います。

以上です。

○参考人（荒武重信）九電からの説明や、久見崎に来られたときに、そういう話を聞いたもんだから。そしたら久見崎の人も、ある程度、喜ばれた方もあった。だけれども、だんだん、だんだん、時間がたつうちに、いつの間にか、久見崎には、できなくなってしまったということで。滄浪小は、今度合併で。もう合併したんですかね。

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

以上で、陳情第15号の参考人に対する質疑を終了しました。

ここで、陳情第15号の審査を一時中止します。参考人には本委員会に御出席いただきました、貴重な御意見を述べていただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、参考人は退室をお願いいたします。参考人の退室のため、しばらく休憩いたします。

～～～～～～～～

午後3時26分休憩

～～～～～～～～

午後3時26分開議

～～～～～～～～

〔休憩中に参考人退室〕

○委員長（橋口博文）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△陳情の取扱い

○委員長（橋口博文）次に、陳情第6号から陳情第15号までの陳情10件の取り扱いを議題とします。新たな陳情の提出がなければ3月定例会中での委員会開催の予定はありませんので、本日、陳情10件の取り扱いをお諮りしたいと思います。陳情10件の取り扱いについて御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）継続で。

○委員長（橋口博文）ただいま継続審査にしてはという声がありますが、これからの陳情10件は継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、継続審査とすることに決定いたしました。

よって、3月定例会中に委員会の開催がない場

合は、次期閉会中の継続審査について議長に申し出ることにいたします。

以上で陳情の取扱いを終了いたします。

△閉 会

○委員長（橋口博文）本日の委員会は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文